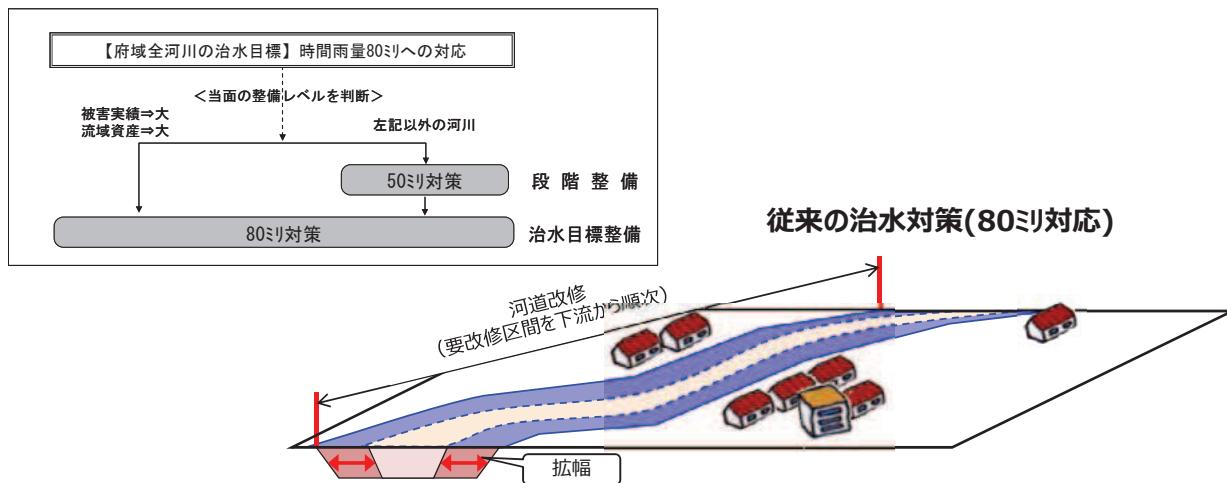


今後の治水対策の進め方

大阪府

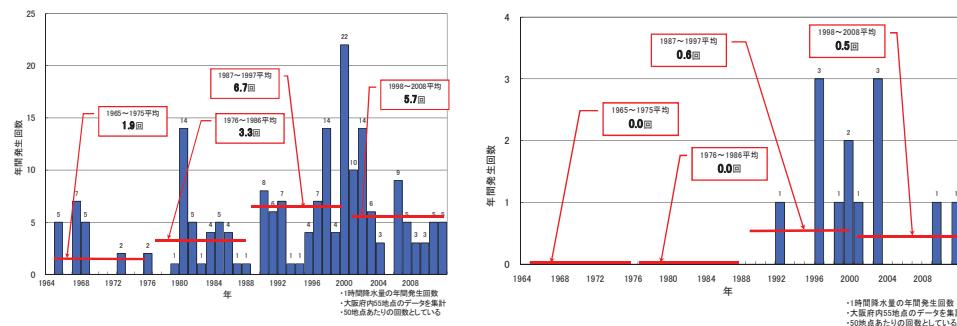
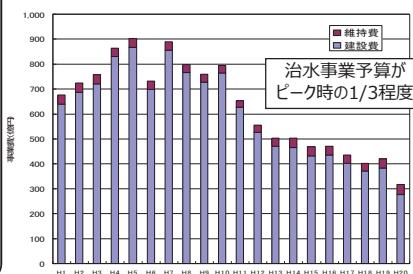
■従来の考え方

- 府管理の全河川について、治水目標を時間雨量80ミリ程度（1/100年確率降雨）への対応とし、洪水を溢れさせないために治水施設で河川内に封じ込め
- 併せて、避難等のソフト対策も実施。



■近年顕在化する課題

- 護岸や水門などの治水施設の老朽化
- 地球温暖化など将来の気象状況の変動に伴う災害リスクの増大
(時間雨量50ミリ、80ミリ以上の観測頻度の増加)
- 府の厳しい財政状況による治水目標の達成時期の長期化
⇒達成時期約50年後(残事業費1兆400億円)と府民が実感できない

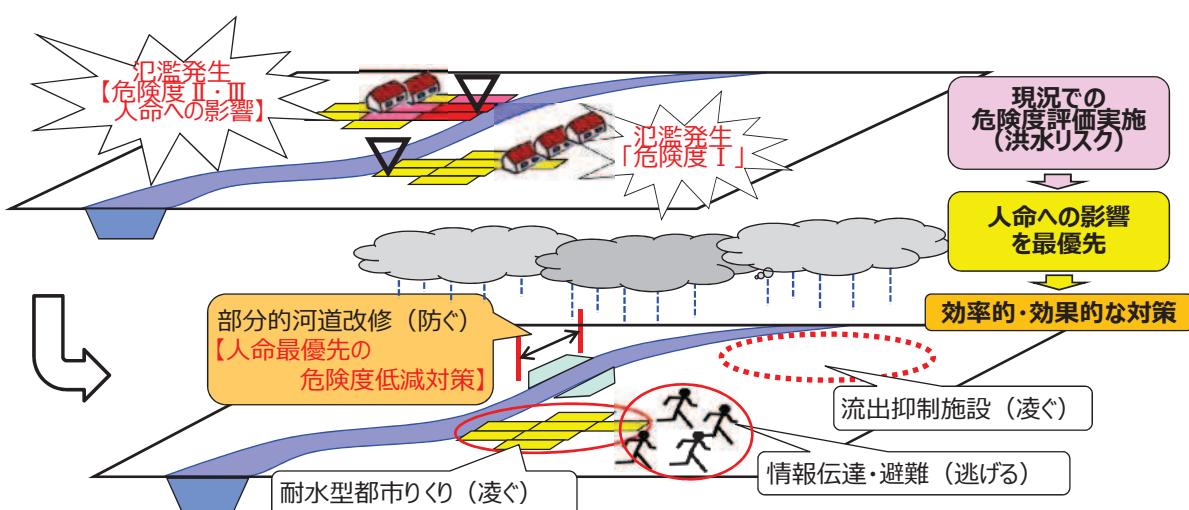


「今後の治水対策の進め方」(平成22年6月策定)

【基本的な理念】人命を守ることを最優先とする。

【取組み方針】

- (1)現状での河川氾濫・浸水の危険性に対する府民の理解を促進
- (2)「逃げる」「凌ぐ」施策を強化、「防ぐ」施策を着実に実施
- (3)府民が対策の効果を実感できる期間（概ね10年）で実現可能な対策及び実施後の河川氾濫・浸水の危険性を提示

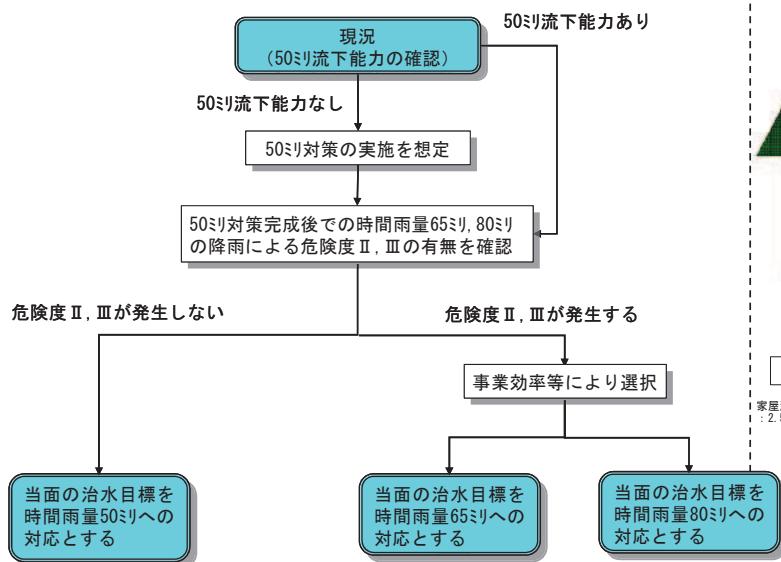


「今後の治水対策の進め方」(平成22年6月策定)

<当面の治水目標の設定>

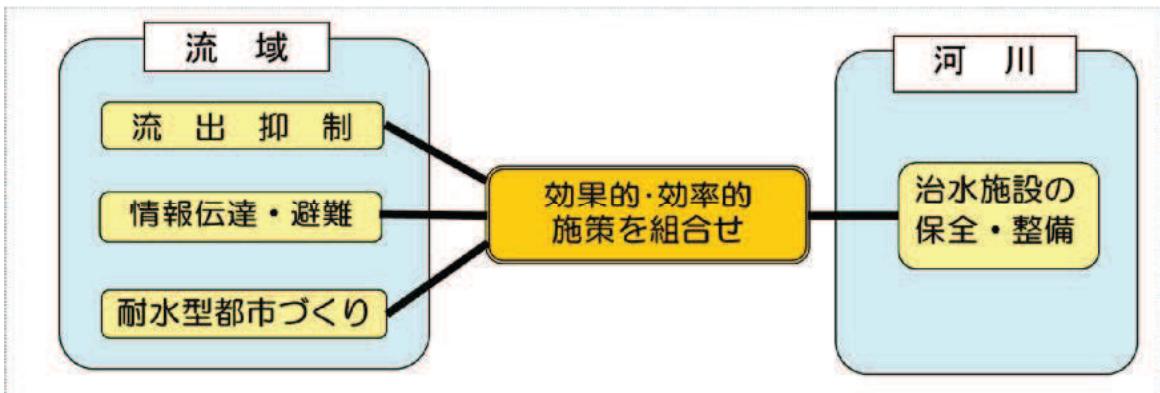
河川毎に今後20～年0年の当面の治水目標（時間雨量50ミリ、65ミリ、80ミリ）を設定
時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65ミリ程度で床上浸水を発生させない

◆当面の治水目標の設定フロー



「今後の治水対策の進め方」(平成22年6月策定)

地先の危険度低減の考え方



項目		取り組み	内 容
逃げる	河川からあふれそうなときはできるだけ早く逃げる。	情報伝達・避難	洪水リスク表示図の公表 府民自らが行動できる体制
凌ぐ	雨が降っても河川に流出する量を減らす。	流出抑制	各戸貯留の促進 ため池・調整池の活用
	河川からあふれても被害が最小限となる街をつくる。	耐水型都市づくり	土地利用誘導・規制など
防ぐ	河川堤防の決壊による氾濫をできるだけ回避するなど、河川へ出てきた水は可能な限りあふれさせない。	治水施設の保全・整備	当面の治水目標の設定 治水手法の設定

「逃げる」施策

～災害リスクの周知～

HP

【大阪府 洪水リスク表示図】
<http://www.river.pref.osaka.jp/>



地先における河川氾濫や浸水の可能性を確認できます。

【おおさか防災ネット】

<http://www-cds.osaka-bousai.net/pref/index.html>



事務所



各土木事務所での洪水リスク表示図の開示状況

リーフレット



NHKデータ放送での河川水位情報の提供

洪水・土砂災害のリスクの確認手法の周知



【洪水・土砂災害リスク】を知り、避難について考えましょう！

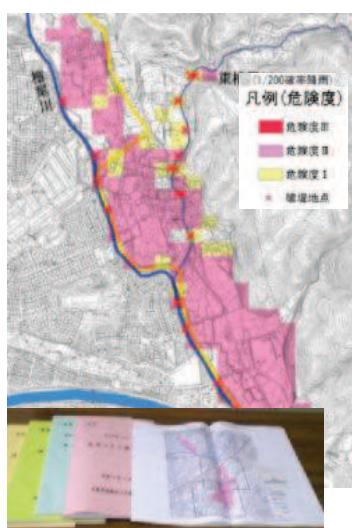


「逃げる」施策

～地域での地域版ハザードマップの作成等による“自助”的意識向上～

提供（気づき）

【洪水リスクの開示】
河川ごとの氾濫・浸水の危険性を府民に開示。



共有（深め）

【地域とのワークショップ】
・まちあるきの実施】
危険度の高い地域を対象に、地域住民と一緒にワークショップやまちあるきを行い、身近な河川氾濫の危険性や避難路、避難所の位置などを共有。



ワークショップの開催状況



まちあるきの状況

行動（動く）

【地域版ハザードマップの作成】

・避難訓練などの実施】

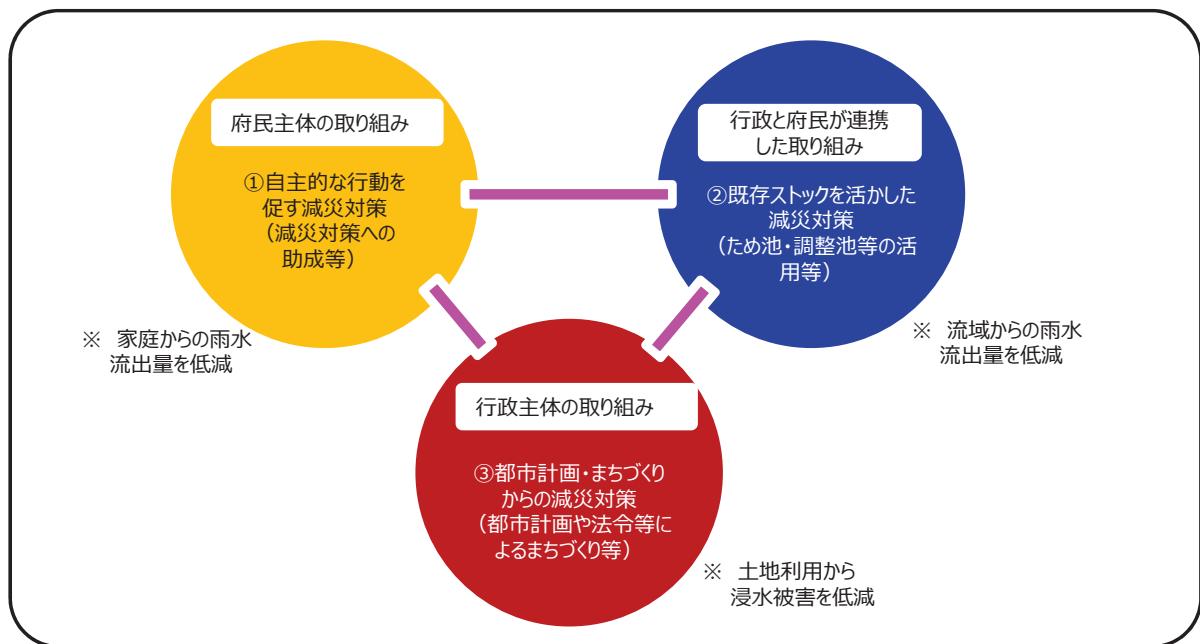
身近な地域での河川氾濫の危険性や避難路、避難所の位置などを地図に表示し、洪水時の府民自らの行動に繋げるとともに、住民自らによる避難訓練の実施などに繋げ、地域防災力の向上に繋げていく。



- 過去の被災・災害状況の記入
- 地域の方が感じている注意箇所などを記入

「凌ぐ」施策

多様な主体の連携による流出抑制・耐水型都市づくりによる減災対策



「凌ぐ」施策

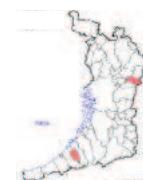
項目	取り組み	内 容	取り組み状況・課題	備 考
 ①自主的な行動を促す減災対策 (減災対策への助成等)	雨水の各戸貯留の促進	家庭での雨水貯留施設の設置に係る経費への助成	(取り組み状況) • 府内13市において助成制度を設置 (課題) • 各家庭での流出抑制の有効性に対する 府民理解の醸成 • 市町村における制度創設・財源確保	
 ②既存ストックを活用した減災対策 (ため池・調整池等の活用等)	開発行為に伴う調整池等の設置及び管理等の課題整理 • 設置・管理義務 • 既存調整池の恒久化 • 新設調整池の恒久化指導	開発行為に伴う調整池等の設置及び管理等の課題整理 • 設置・管理義務 • 既存調整池の恒久化 • 新設調整池の恒久化指導	<取組状況> • 条例に基づく恒久施設を指導：寝屋川流域 • 技術基準に基づく恒久施設を指導：猪名川流域、大和川流域 • 技術基準に基づく暫定施設を指導：上記以外の流域 • 現在市町村と恒久化等について協議中 <課題> • 恒久管理に対する市町村の理解 • 開発事業者の理解	埼玉県・兵庫県において条例を制定

「凌ぐ」施策

項目	取り組み	内 容	取り組み状況・課題	備 考
②既存ストックを活用した減災対策 (ため池・調整池等の活用等)	ため池等農業用施設の治水活用	ため池（ダムを含む）等農業用施設を活用した洪水調節 ・ため池の嵩上げ、余水吐の改良等による洪水調節容量の確保 等 ・ため池管理者に対する水位低下の協力要請	(取り組み状況) ・農林部局と連携し、一部のため池において具体的に検討 (課題) ・整備手法と維持管理に係る市町村や水利権者との調整	検討中のため池 ・熊取大池 (佐野川流域) ・室池 (寝屋川ブロック)
	公共施設での流出抑制施設の設置の促進	学校、公園等の公共施設における貯留施設整備の設置を促進	(取り組み状況) ・寝屋川流域では、約128万m ³ の貯留量を確保（H24末） (課題) ・公共施設管理者の理解、法的強制力	
	森林の保全	森林保全による保水機能の保全・再生	(取り組み状況) ・横尾川にて、地域・学校・企業と協働による“森づくり”的実施 ・農林部局と都市整備部による情報共有の場として流域総合対策連絡調整会議を設置	

「凌ぐ」施策

～熊取大池、室池における“ため池の治水利用”～

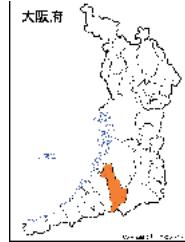


熊取大池		室池	
内 容	【既存ため池の改良（ハード）】 流域の貯留能力を高めるため、大雨時により多くの水を貯められるよう既存のため池を一部改良し、洪水時の下流負担を軽減する	内 容	【既存ため池の利用（ソフト）】 洪水時に予め水位を低下させ、より多くの水を貯められるような運用を行う
位 置	熊取町 佐野川水系佐野川	位 置	四条畷市 淀川水系現川
課 題	・営農に支障を及ぼさぬ範囲で水利権者との調整が必要	課 題	・営農に支障を及ぼさぬ範囲で水利権者との調整が必要 ・水門操作人員についての調整が必要



「凌ぐ」施策

～横尾川における地域・学校・企業と協働による“森づくり”～



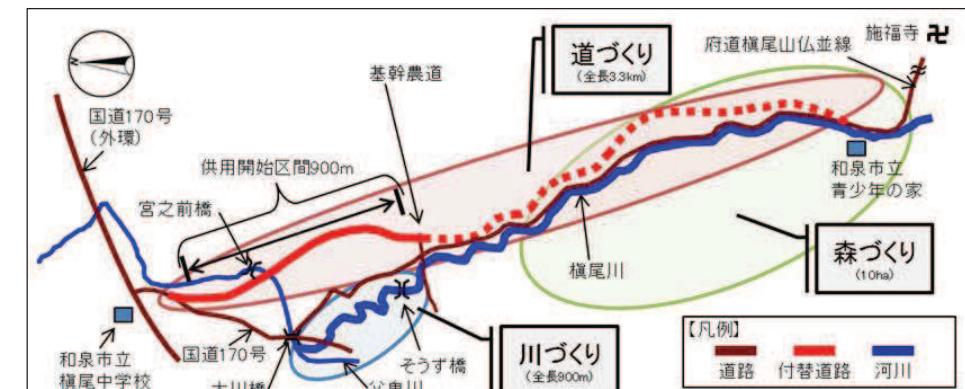
流木対策



法面保護



植樹作業（植樹、草引き、水やり等）



間伐材体験



「凌ぐ」施策

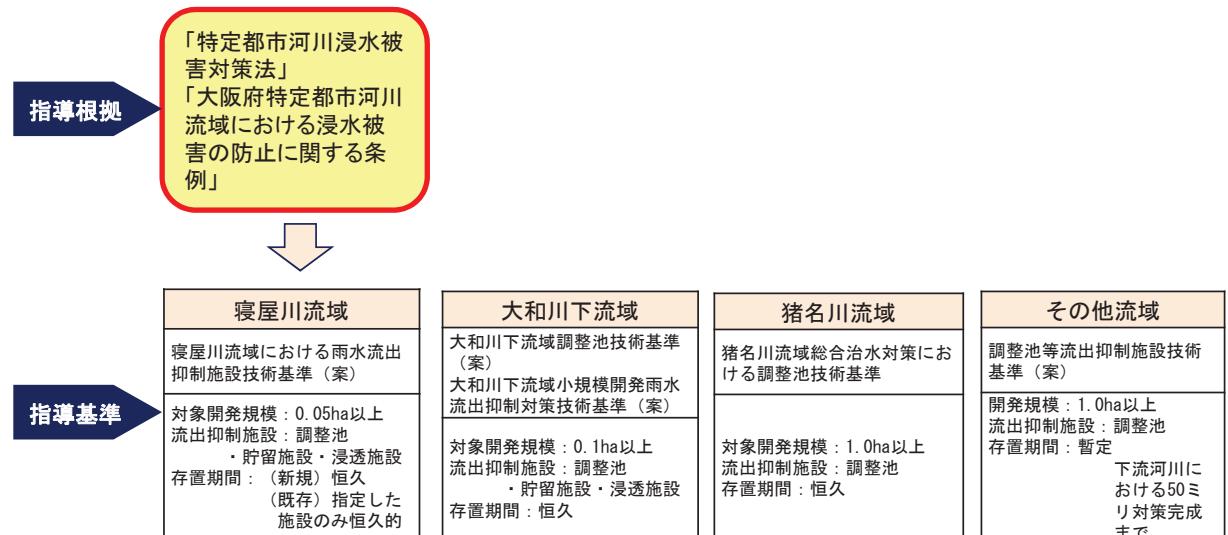
項目	取り組み	取り組み状況・課題	関係法令	
③都市計画・まちづくりからの減災対策 (都市計画や法令等によるまちづくり等)	誘導	都市計画区域マスタープランにおける土地利用誘導	(取り組み状況) ・H23.3策定の都市計画区域マスタープランに「溢水や湛水等の発生のおそれのある区域は、原則として市街化区域へ含めないものとする」と記載	都市計画法
		市街化調整区域における地区計画ガイドラインにおける土地利用誘導	(取り組み状況) ・H24年4月策定の「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」において、「溢水や湛水等の発生のおそれのある区域」を地区計画策定の対象外区域とすることを記載	都市計画法
	周知	各開発窓口を通じた府民へのリスク周知	(取組状況) ・リスク周知の徹底をはかるため、開発担当部局、市町村農業委員会担当部局に対して説明を行い、府民への周知を依頼 ・啓発用チラシの設置	都市計画法 農地法
	規制	災害危険区域の指定と建築構造の制限 (建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域の指定と建築構造の制限)	(取り組み状況) ・関係部局と勉強会を設置し、制度化に向けた検討を実施 (課題) ・浸水想定に基づき災害危険区域を指定した実績が少ない、災害危険区域の指定の必要性	建築基準法

流出抑制施設の設置に関する制度について

流出抑制施設の設置に関する制度の現状

参考資料

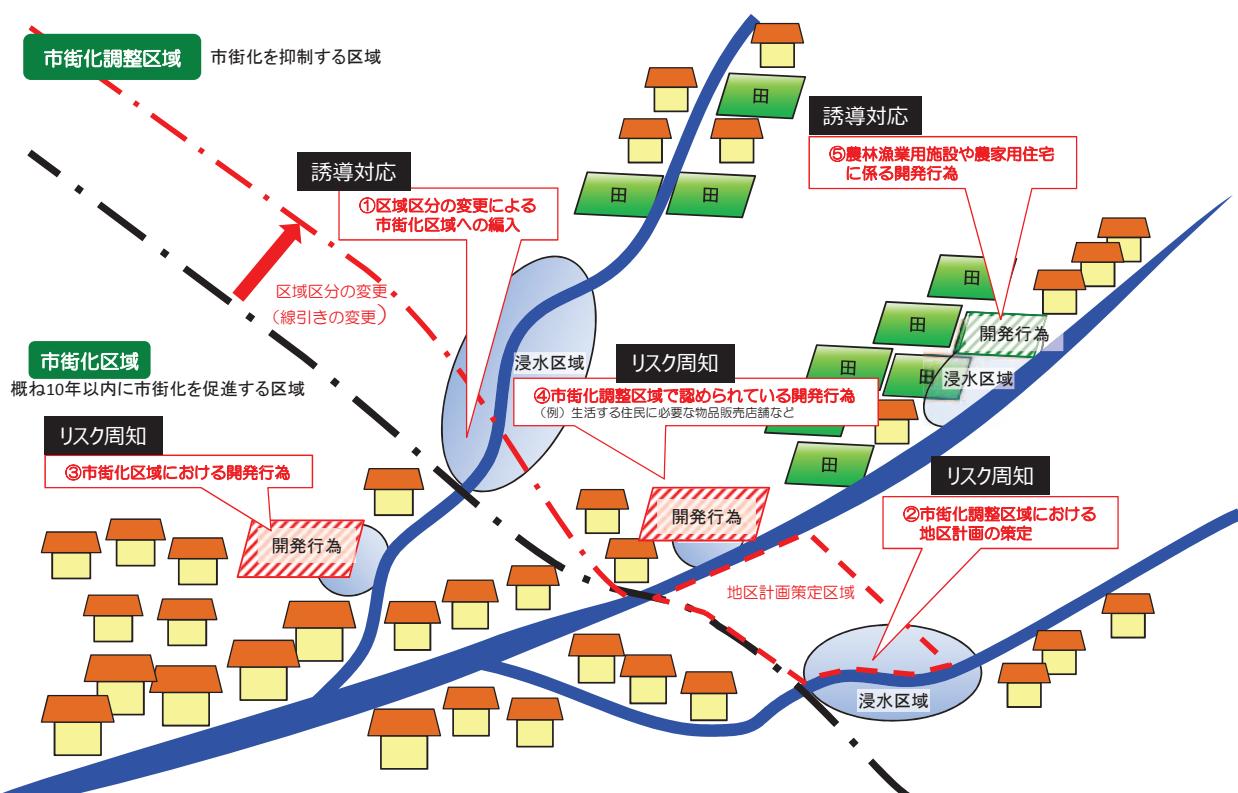
- ◆ 府内では、寝屋川流域、大和川下流域、猪名川流域、その他流域の4つの流域に区分し、それぞれの流域特性に応じた技術的基準により流出抑制施設の設置を指導
- ◆ 寝屋川流域では、「特定都市河川浸水被害対策法」および「大阪府特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例」に基づき流出抑制施設の設置を指導



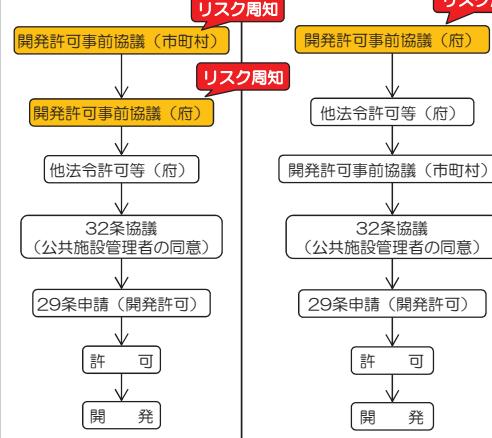
15

参考資料

新たに洪水リスクを発生させるおそれがある行為



参考資料

	市街化区域	マニュアルによる指導	市街化調整区域
都市計画		区域区分の変更（都市計画法第18条）	マニュアルによる指導
		大阪府都市計画区域マスタープランにおいて「溢水や湛水等の発生のおそれのある区域は、原則として、市街化区域へ含めないものとする。」と規定。	地区計画の策定（都市計画法第19条）
開発許可	0.05ha未満の開発行為 市街化区域内の0.05ha未満の開発行為は開発許可不要であるため開発窓口に置けるリスク周知は困難。 「逃げる」施策によるリスク周知を実施。また、市街化区域における床上浸水以上の洪水リスクがある地点では、「防ぐ」施策にて対応。	0.05ha以上の開発行為 	市街化調整区域で認められている開発行為 